



県章

# 山形県公報

平成31年2月8日(金)

第3018号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……77
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……78
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同

### 公 告

- 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に  
関する公告……………(会計局) ……79

## 告 示

### 山形県告示第60号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営烏川赤松地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営烏川赤松地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
舟形町役場及び大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成31年2月13日から同年3月13日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

### 山形県告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営宇津森地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営宇津森地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鮭川村役場

3 縦覧に供する期間

平成31年2月13日から同年3月13日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

### 山形県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年2月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字杉山字境ノ沢1478番2から 同 馬乗場286番1まで	旧	73.9メートル } 8.4	メートル 1,084
同 上	新	81.2メートル } 12.9	同 上

### 山形県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成31年2月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字杉山字川前1195番1から  
同 馬乗場286番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年2月8日

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成31年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成33年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成31年2月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 調達する物品等及び特定役務の種類

#### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

#### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備（コンピュータを含む。）のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）、マーケティング管理に関する相談サービス、人材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

### 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

### 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

### 4 申請の方法

#### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書

- ロ 印鑑証明書
  - ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの。）
  - ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）
  - ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）
  - ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）
  - ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）
  - チ 契約履行実績一覧表
  - リ 営業許可・認可証等の写し
  - ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）
  - ル 暴力団排除に関する誓約書
  - ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し
- (3) 申請書等の作成に用いる言語  
申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。
- 5 資格審査及び結果の通知
- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
  - (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
資格者名簿に登載された日から平成33年3月31日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。